

長浜市下水道事業審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 3 1 号

長浜市下水道事業審議会規則の一部を改正する規則

長浜市下水道事業審議会規則（平成25年長浜市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「受益者負担金」を「工事負担金」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。